

第1章

都市計画マスタープランの位置づけと役割

1 あま市都市計画マスタープランとは

(1) あま市都市計画マスタープランとは

あま市都市計画マスタープラン（以下、「本プラン」という。）とは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、あま市（以下、「本市」という。）が定める「第2次あま市総合計画」や愛知県が定める「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものです。

(2) 本プラン策定の目的

本プランは、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、持続可能な都市づくりを目指し、今後の都市計画の方向性を示すために策定するものです。

あま市都市計画マスタープラン（前プラン）の策定

平成22（2010）年の合併を機に、本市が目指す都市づくりの指針を明確にするために、平成24（2012）年12月に策定しました。

前プラン策定後の約10年間で変化した社会経済情勢

前プランが策定されてからの約10年間で、様々な社会経済情勢が変化しており、本市においても、これらの変化に対応した都市づくりが求められています。

- ・人口減少、超高齢社会の進展
- ・大規模自然災害に対する防災意識の高まり
- ・都市施設の老朽化とそれに伴う維持管理費の増大
- ・多様化するライフスタイルや市民ニーズ

変化する社会経済情勢等に対応した、新たなあま市都市計画マスタープランの策定

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した都市づくりへと転換するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）を念頭に置いた持続可能な都市づくりを目指す指針として、本プランを策定します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは...

- SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成13（2001）年に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成されています。

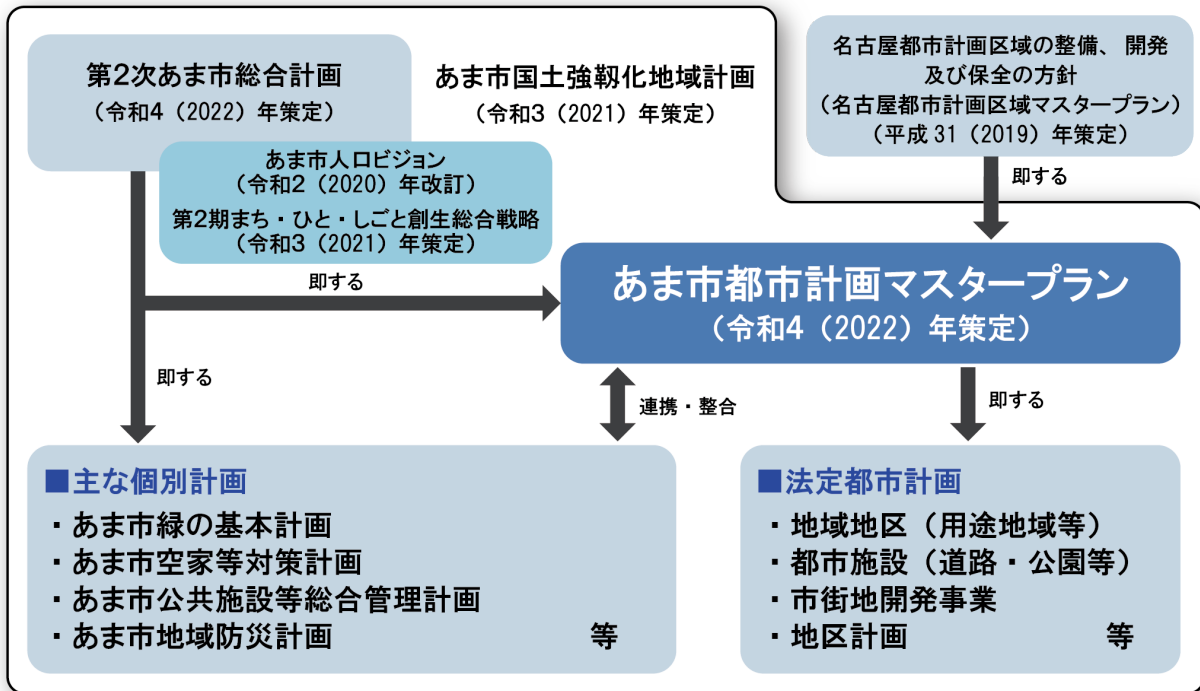
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター公式ウェブサイト

(3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」や個別計画と本プランの関係は、下図のとおりです。



(4) 役割

本プランが果たす役割は以下のとおりです。

■本市の目指すべき将来像や都市づくりの方向性を定める指針

長期的な視点に立ちながら、本市が目指す将来の都市の姿を設定し、持続可能な都市を形成していくための指針とします。

■土地利用や都市施設等の個々の都市計画の方針

今後、本市が進めていく土地利用、道路・公園等の都市施設等の方針を明らかにし、具体的なまちづくりを進める上での方針とします。

■今後の都市計画の決定や変更等の指針

持続可能な都市の形成に向けて、本市が目指す将来の都市の姿を見据えながら、時代に即した都市計画を定める際の指針とします。

■市民・事業者（各種団体含む）・行政等の協働による都市づくりの指針

市民や事業者（各種団体含む）と行政の協働による都市づくりの推進に向けて、地域特性や市民ニーズに応じたルール（地区計画等）を定める際の指針とします。

2 目標年次と対象区域

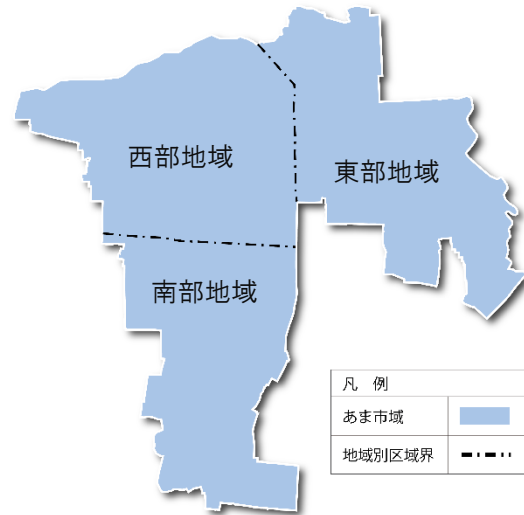
(1) 目標年次

本プランは、基準年次を令和4（2022）年とし、概ね20年後〔令和24（2042）年〕の長期にわたる都市の将来像を見据えた上で、目標年次を令和14（2032）年とします。

また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図りながら、持続的な都市づくりを進めるため、概ね5年後の令和9（2027）年を中間年次とし、必要に応じてプランの見直し・検証を行います。

(2) 対象区域

本プランの対象区域は、本市全域（都市計画区域）約2,749haを計画対象区域とします。また、本プランの推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。



3 策定体制

本プランの策定にあたっては、市民や地元関係団体等から構成される「あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ策定します。

